

平成30年5月31日

各入札業者 様

伊賀建設事務所長

総合評価方式（土木一式工事）における特別簡易型の試行について

伊賀建設事務所では、平成30年6月1日以降の公告にかかる案件から、総合評価方式（土木一式工事）の特別簡易型を次のとおり試行します。

1. 対象工事

以下の建設工事の一部案件とします。

発注業種：土木一式工事

予定価格：3千万円以上5千万円未満

2. 評価項目

別添、「特別簡易型伊賀建設事務所標準案」を基本とします。

なお、工事内容等により、評価項目を追加、変更する場合がありますので、必ず各工事案件の入札公告を確認してください。

特別簡易型		伊賀建設事務所 標準案 (土木一式工事 予定価格3千万円～5千万円)					
大項目	中項目	小項目	評価基準	配点	評価内容等		
企業 の 能 力 等	地域精通度・貢献度	地域精通度	施工箇所地域における工事実績	工事場所が属するエリアにおける工事実績あり	5	5	工事場所が属するエリアにおいて、単独又はJV構成員(出資比率20%以上に限る)の元請として受注し、平成27年度以降に完成し、かつ、引渡し済んでいる工事の実績の有無により評価します。 ・評価対象の工事実績は1件とし、コリンズに登録された公共機関等発注の工事に限ります。なお、エリアは、伊賀建設事務所管内を伊賀市の旧市町村単位及び名張市の計7つに分割し設定します。
			工事実績なし	0			
		地域貢献度	地域維持型維持修繕業務委託元請実績	有	10	19	平成28年度又は平成29年度における伊賀建設事務所発注の地域維持型維持修繕業務委託元請契約実績の有無により評価します。地域維持型維持修繕業務委託元請契約実績は、建設共同企業体の代表者を含む全ての構成員を評価対象とします。 「災害協定1の実績」又は「災害協定2の実績」の有無により評価します。 ・「災害協定1」とは、「伊賀建設事務所と締結した地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」をいいます。 ・「災害協定1の実績」は、「災害協定1」に基づいた緊急連絡対応体制ネットワーク確立のための伝達訓練への参加実績を指します。 なお、「災害協定1の実績」は、平成29年度又は平成30年度の参加実績を評価の対象とします。 ・「災害協定2」とは、「技術資料作成上の留意事項」に記載した、「伊賀建設事務所管内の市町との防災協定」又は「三重県との防災協定」をいいます。 ・「災害協定2の実績」は、「災害協定2」を締結している場合を指します。 なお、「災害協定2の実績」は、平成29年度又は平成30年度の防災協定締結を評価の対象とします。対象期間以前の協定締結で、自動継続している協定は含みません。 ・「災害協定2の実績」は、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されているものを評価の対象とします。 ・「災害協定2の実績」の評価は、伊賀建設事務所管内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」又は「建設業許可を受けた支店・営業所」を有する企業に限ります。 ・「災害協定1の実績」と「災害協定2の実績」は重複して評価しません。
				無	0		
			災害協定の評価	災害協定1の実績あり	9		
	災害協定2の実績あり			3			
	実績なし	0					
	社会貢献度	社会貢献度	県内企業による施工	全て県内企業による施工	5	5	当該工事のうち、建設業法上の建設工事(〇〇工を除く)の全てを県内企業により施工する場合に評価します。 ・県内企業とは、三重県内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」を有する企業を指します。 ・直営施工、一次下請負又は二次下請負等の再下請負による施工の全てを評価の対象とします。 ※当該工事を契約後、履行を確認します。
				上記以外	0		
	企業 の 技 術 力 等	工事実績	評価対象工事の実績	評価対象工事①の実績あり	20	40	三重県内において、単独又はJV構成員(出資比率20%以上に限る)の元請として受注し、平成15年度以降に完成し、かつ、引渡し済んでいる契約金額1千5百万円以上の評価対象工事の実績の有無により評価します。 ・「評価対象工事①」とは、〇〇を指します。 ・「評価対象工事②」とは、〇〇を指します。 ・評価対象の工事実績は1件とし、コリンズに登録された公共機関等発注の工事に限ります。
				評価対象工事②の実績あり	15		
				評価対象工事の実績なし	0		
		工事成績	申告工事成績点又は総合点	申告工事成績点が 90点以上 の場合	10	40	【申告工事成績点】 次の①又は②を申告工事成績点とし、評価基準に記載の計算式1により評価します。ただし、申告工事成績点が90点以上の場合には10点、75点未満の場合は3点とします。 ①平成27年度から平成29年度に三重県が通知(工事成績認定書)した土木一式工事の評定点のうち、申告された任意の件数(n件)の合計に75点を加え、n+1で割った値とする。ただし、申告できるのは10件までとします。 申告工事成績点 = (申告されたn件の評定点の合計+75) / (n+1) (小数点以下切り捨て) また、申告された評定点のうち、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの評定点から6点減算します。 平成28年9月30日以前に完成検査を行った評定点 平成28年9月30日以前に部分完成(出来高)検査にて採点を行い、平成28年10月1日以降に完成検査を行った評定点 ②国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局が平成29年度に公表した工事成績評定平均点とします。 【総合点】 ①及び②が無い場合は、総合点を評価基準に記載の計算式2(小数点以下切り捨て)により評価します。ただし、総合点が970点以上の場合には3点、840点未満の場合には0点とします。 ・総合点とは入札公告日において最新の三重県建設工事等入札参加資格者名簿に記載された総合点とします。 ・加算点は、小数点以下切り捨てとします。 ・上記全てに該当がない場合の加算点は0点です。
				申告工事成績点が 75点以上 90点未満 の場合	9		
				計算式1 = (申告工事成績点 - 75点) × 7 / 15 + 3点	3		
				申告工事成績点が 75点未満 の場合	3		
				総合点が 970点以上 の場合	3		
				総合点が 840点以上 970点未満 の場合	2		
		計算式2 = (総合点 - 840) / (970 - 840) × 3	0				
	手持工事件数	土木一式工事の契約件数	0件	10	10	入札公告日における三重県発注の契約額2,000万円以上の土木一式工事の契約件数により評価します。 ・小規模や雪氷等の業務委託は、件数に含みません。	
1件			5				
2件以上			0				
技術提案等	技術提案	特記課題	1項目あたりの評価基準・加算点		24 (最大12点/項目×2項目)	1テーマ:12点×2項目=24点 を標準として評価します。	
			優れている	12			
			概ね優れている	9			
			良好である	6			
			概ね良好である	3			
上記以外	0						
				換算前加算点満点	93		
				加算点満点	10.00		